

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

（名称）株式会社リンク・ワン

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 1 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3466 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 7 月 12 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 5 月 11 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- (別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都新宿区西新宿六丁目5番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年 1月31日	第5期事業年度 中間連結会計 期間に係る半 期報告書	平成17年5月1日 ～平成17年10月31 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益 が▲372百万円 であるところ を30百万円と 記載 連結中間純損 益が▲533百万 円であるところ を4百万円 と記載	売上の過大計 上等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額 に相当する「資 本合計」欄が 700百万円であ るところを 1,238百万円と 記載	

2	平成 18 年 7 月 31 日	第 5 期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成 17 年 5 月 1 日 ～平成 18 年 4 月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益 が▲314 百万円 であるところ を 251 百万円 と記載 連結当期純損 益が▲592 百万 円であるところ を 73 百万円 と記載	売上の過大計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額 に相当する「資 本合計」欄が 641 百万円であ るところを 1,307 百万円と 記載	
3	平成 19 年 1 月 31 日	第 6 期事業年度 中間連結会計 期間に係る半 期報告書	平成 18 年 5 月 1 日 ～平成 18 年 10 月 31 日の中間連結会計 期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲115 百万円 であるところ を 50 百万円と 記載	売上の過大計 上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、
貸借対照表では債務超過であることを示す。

第 2

平成 19 年 3 月 23 日、第 5 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び
第 6 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を組込情報とする有価証券届
出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 4 月 9 日、11,600 株
の株券を 1,508,000,000 円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載があ
る発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

○ 法令の適用

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 1 及び同 2 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 3 項

○ 課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1 及び番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 5 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（151, 187 円）

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 5 期事業年度に係
るものであることから、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、
3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項の規定により、被審人の第 6 期事業年度
中間連結会計期間に係る半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗
じて得た額 (75,331 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円
となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記
載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100
分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 19 年 3 月 23 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$1,508,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 30,160,000 \text{ 円}$$

となる。